

一般廃棄物 収集運搬業

許可申請の手引き

(新規許可・更新許可・変更許可)

宇都宮市 廃棄物政策課

令和5年4月1日更新

## 1 はじめに

この手引きは、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号。（以下「法」という。）に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可申請について、宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則並びに宇都宮市一般廃棄物処理業の許可取扱要領に定めるもののほか、提出書類や審査基準の明確化を図ることで、申請者が当該申請を円滑にできることを目的として作成しています。

## 2 受付場所

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 審査指導グループ  
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号（宇都宮市役所12階）  
電話 028-632-2928  
FAX 028-633-4323

### 【来庁方法】

車の場合 東北自動車道 鹿沼ICから約20分  
電車の場合 JR宇都宮駅から バスで約15分 徒歩で約25分

## 3 申請

### (1) 申請の種類

- ・新規申請 新規に許可を取得する場合
- ・更新申請 許可（2年間）の失効前に更新をする場合
- ・変更申請 取り扱う許可品目を追加する場合

### (2) 申請方法

- ・申請は**予約制**となりますので、あらかじめ電話にてご予約ください。
- ・更新申請は、許可の期間満了の日の30日前から申請を受け付けています。

### (3) 審査

- ・審査は対面審査が原則です。（郵送による提出は不可）
- ・本人確認のため、申請時に顔写真の付いた身分証明書を提示してください。（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- ・申請を行政書士に委任される場合は、申請者の実印を押印した委任状を提出してください。その場合は、当該実印の印鑑証明書を添付してください。
- ・申請受付後、許可するまで30日間としています。ただし、申請内容に不備があった場合や申請者の状況について特に詳細な審査する必要がある場合には、さらに期間を要することがあります。

### (4) 申請書の提出部数

- ・正副2部用意ください。（副本は複写でも可とし、受付印押印後返還します。）

### (5) 新許可証の送付

- ・郵送により交付を希望される場合は、簡易書留で発送するため460円分の切手を貼付したA4サイズの封筒にクリアファイルを同封のうえ、提出してください。

## 4 許可申請手数料

- ・申請当日に市内の銀行で納付していただきますので、**現金で16,000円**ご用意ください。  
※新規，更新，変更許可申請全て同じ金額です。

## 5 業務の種別

### (1) 収集・運搬業

- ・宇都宮市内で発生した一般廃棄物を収集し、市内の決められた処理施設まで運搬すること。

### (2) 運搬業（荷卸限定）

- ・上三川町及び下野市旧石橋地区から収集した一般廃棄物を、宇都宮市内の決められた処理施設まで運搬すること。（宇都宮市内の一般廃棄物を収集することはできません。）

## 6 取り扱う一般廃棄物の種類

事業の範囲	品目
ごみ	焼却ごみ, 不燃ごみ, 危険ごみ, 資源物 (缶類, びん類, 紙類) 等
粗大ごみ	家具, 自転車, 家電リサイクル法4品目等
胎衣汚物	妊娠第12週未満に死胎及び分娩による排せつ物等
汚泥	浄化槽から発生する汚泥
家電リサイクル法4品目 (荷卸限定)	宇都宮市外から収集した <b>エアコン, テレビ, 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機・衣類乾燥機</b> を, 市内の決められた引取場所に運搬する場合に限る。

## 7 搬入先

種類	搬入場所	住所	電話番号	手数料
再生利用等が可能な紙類及び布類	(株)エスケシー	宇都宮市 長岡町 413 - 1	028 (621) 6221	37 円
プラスチック製容器包装及び白色トレイ	エコプラセンター 下荒針	宇都宮市 下荒針町 2678 - 176	028 (648) 4631	226 円
焼却, 危険, 不燃ごみ, ペットボトル, ビン・缶類	クリーンパーク 茂原	宇都宮市 茂原町 777 - 1	028 (654) 0018	226 円
焼却ごみ, 可燃性粗大ごみ	クリーンセンター 下田原	宇都宮市 下田原町 3435	028 (672) 1997	226 円

※手数料は, 10 キログラム当たり (10 キログラム未満は, 10 キログラムとみなす, 内税) です。  
合計額の 10 円未満の端数は切り捨て

種類	搬入場所	住所	電話番号	手数料
胎衣汚物	宇都宮市悠久の丘	宇都宮市 上欠町 719-1	028 (649) 1150	923 円

※1個が4キログラムを超えるものは, 1キログラム (1キログラム未満は, 1キログラムとみなす。)を増すごとに, **230 円**を加算する。

種類	搬入場所	住所	電話番号
家電4品目のリサイクル	岡山県貨物運送(株) 宇都宮営業所	宇都宮市 西刑部 2730	028 (656) 1981
	(株)堀江ソーケン 築瀬倉庫	宇都宮市 築瀬町 1568	028 (634) 3367

《家電リサイクル料金はメーカーにより異なります。詳しくは下記までご確認ください。》

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター  
☎0120(319)640  
ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

## 8 区域外処理に係る事前協議

- ・一般廃棄物は, 原則自区内処理ですが, 宇都宮市内のごみを市外に搬出する場合 (区域外処理) は, 受入先の自治体と宇都宮市で事前に協議が必要となりますので, 事前に相談ください。

## 9 申請書及び申請に必要な添付書類

- 申請書類一覧に該当する書類（A）に必要な事項を記載し、又は写真等必要書類を貼付するとともに、添付書類（B）を揃えたうえ、申請してください。
- 更新申請では、一部の申請書及び添付書類が省略できます。
- 変更申請では、取り扱う品目の追加に伴い、必要な車両の追加等がある場合は、それに対応した書類の提出が必要になります。
- 申請書は市のホームページからダウンロードできます。

《様式ダウンロード先》

宇都宮市ホームページ内 各種申請書・届出書一覧（一般廃棄物収集運搬業許可申請）

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/service/shinseisho/haikibutsu/1010849.html>

申請書類一覧(A)	申請者別					
	法人			個人		
	新規	更新	変更	新規	更新	変更
一般廃棄物収集運搬業許可申請書	○	○	○	○	○	○
営業の沿革調書	○	○	×	○	○	×
誓約書	○	○	○	○	○	○
事業計画	○	○	○	○	○	○
契約事業者一覧	○	○	○	○	○	○
事務所・事業所等の案内図及び主たる施設の見取図						
(1) 案内図	○	○	○	○	○	○
(2) 主たる施設の見取図（平面図） ・事務所、車両の駐車位置及び洗車設備等を有している場合は、設置場所を記載すること	○	○	○	○	○	○
従業員名簿	○	○	×	○	○	×
車両台帳	○	○	○	○	○	○
収集運搬車両の写真						
・フィルムカメラ又はデジタルカメラ（フィルム写真と同一の画質）を使用し、正面及び側面で撮影したものを貼付 ・胞衣汚物の収集運搬する場合は、冷凍車又は専用の容器の写真 ・汚泥の収集運搬する場合は、糞尿車（いわゆるバキュームカー）の写真	○	×	○	○	×	○

申請に必要な添付書類一覧 (B)	申請者別					
	法人			個人		
	新規	更新	変更	新規	更新	変更
① 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ・新規の場合は、現在事項証明書でも申請可能 ・事業の目的に一般廃棄物の処理に関する記載が必要	○	○	○	/	/	/
② 定款 ・事業の目的に一般廃棄物の処理に関する記載が必要 ・原本証明したもの	○	○	○	/	/	/
③ 住民票 ・本籍地記載があり、個人番号の記載がないもの ・法人の場合は、役員 (監査役を含む。) 全員	○	○	○	○	○	○
④ 登記事項証明書 ・成年被後見人、被保佐人でない旨 (法務局発行のもの) ・法人の場合は、役員 (監査役を含む。) 全員	○	○	○	○	○	○
⑤ 履歴書	/	/	/	○	×	/
⑥ 宇都宮市発行の市税完納証明書 ・荷卸限定の場合は、法人所在地又は個人住所地の市町発行の納税証明書等 (完納していることが確認できる証明書)	○	○	○	○	○	○
⑦ 事務所及び駐車場の使用権原を有することを証する書類 ・自己所有の場合は、土地 (建物) 登記事項証明書 ・賃貸借の場合は、契約書の写し ・使用貸借の場合は、使用貸借書 (使用承諾書) の写し	○	○	○	○	○	○
⑧ 事務所及び駐車場の写真 ・全体が写るよう撮影してください。	○	×	○	○	×	○
⑨ 洗車及び汚水処理設備の写真 ・設備を有していない場合は、設備を有する者から使用の承諾を受けた旨のわかる書類	○	×	/	○	×	/
⑩ 車検証の写し	○	○	○	○	○	○
⑪ 任意保険証の写し ・対物及び対人賠償保険金額が5千万円以上	○	○	○	○	○	○
⑫ 講習会修了証の写し ・(一財) 日本環境衛生センター主催の講習会又は、 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会を受講後発行されたもの (申請日前5年以内に受講したもの)	○	○	×	○	○	×
⑬ 現在の許可証原本又は写し	/	○	○	/	○	○

※添付書類①, ③, ④及び⑥の証明書類については、申請日前3か月以内のものを提出してください。

## 10 申請の際の留意点（審査基準）

### (1) 基本的な考え方

- ① 申請の審査は、関係法令の規定及び以下の基準により行います。
- ② 書類審査に加えて、申請者が適正な収運業を営む能力を有しているか、不正又は不誠実な行為をす  
るおそれがないか等について、対面により事情を聴取するとともに、必要に応じて現地を調査し  
ます。
- ③ 特に、申請者が過去に違法行為等により行政処分を受けている場合や改善指導等が累積している場  
合には、詳細な聴取及び調査を行います。

### (2) 施設等に係る審査基準

#### ① 事務所

- ・宇都宮市内に実体を有している事務所が設置されていること。

※申請受付後に、現地調査で事務所の実体を確認します。なお、**事務所の実体を確認できない場  
合は、許可基準の要件を満たさないと判断し、許可を取得できません。**

#### ② 駐車場

ア 運搬車両を駐車するにあたり、十分な敷地を有していること。

イ 場内が清潔に保たれ、廃棄物等が散乱又は野積みされていない状態であること。

※平成29年4月1日からの新規申請については、宇都宮市内に駐車場を有することが条件にな  
ります。

#### ③ 施設の使用権原

- ・事務所、駐車場の使用権限を有していること。

賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書（使用承諾書）の写しにより、契約内容を確認しますが、  
**その内容が不明確な場合は、当該契約書の修正や他の書類の提出を求める場合があります。**

#### ④ 洗車及び汚水処理が可能な設備

ア 運搬車両を洗車するにあたり、十分なスペースが確保されていること。

イ 汚水が適正に処理される設備を有すること。

※油水分離層を設置しているなど、洗車した汚水が適正に処理されること。

ウ 上記要件が満たされない場合は、洗車設備等を有する者から使用の承諾を受け、書面にて提出す  
ること。

#### ⑤ 運搬車両・運搬容器

ア 取り扱う一般廃棄物の種類に応じて、当該廃棄物が飛散・流出し、又は悪臭が漏れるおそれが  
ないこと。

イ 運搬車両の使用権原を有することが必要であり、自動車検査証の所有者又は使用者が申請者と  
なっていること。

ウ 運搬車両は、**対物**及び対人賠償保険で5千万円以上の加入すること。

エ 運搬車両の両側面に、識別しやすい色で次の表示すること。（着脱式でも可）

※申請者が個人の場合、屋号単独による表示は認められません。

一般廃棄物収集運搬車両 〇〇〇株式会社 宇都宮市許可〇〇号	}	一般廃棄物を収集している旨の表示は、 140ポイント（約5cm）以上 氏名又は名称の表示は90ポイント（約3cm）以上 許可番号の表示は90ポイント（約3cm）以上
-------------------------------------	---	---

オ 胞衣汚物を運搬する場合は、冷凍車又は冷凍車と同じ環境が保たれる専用の容器によること。

### (3) 申請者の能力に係る審査基準

#### ① 講習会

- ・申請者（法人の場合には業務を執行する役員）が、（一財）日本環境衛生センター主催の一般廃棄物実務管理者講習会又は（公財）日本産業廃棄物処理振興センター主催の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業講習会を修了していること。

＜＜（一財）日本環境衛生センター＞＞

<http://www.jesc.or.jp/training/tabid/125/Default.aspx>

＜＜（公財）日本産業廃棄物処理振興センター＞＞

<http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

- ② 申請者が法人である場合には、「一般廃棄物処理業」等を事業の目的の一つとしていること。
- ③ 市税が完納されていること。（宇都宮市発行の完納証明書が必要となります。）  
※荷卸限定の場合は、法人所在地又は個人住所地の市町村発行の完納証明書等、滞納のないことを証明する書類が必要となります。
- ④ 既に一般廃棄物処理業の許可を有する者が、改善指導、改善命令等を受けている場合には、それらが確実に履行されていること。
- ⑤ 過去に違法行為等によって停止処分等を受けている場合は、その後の業務運営が適正に行われていると認められること。
- ⑥ 欠格要件
  - ・いわゆる欠格要件については、各種証明書類及び関係機関への照会等により審査し、廃棄物処理法に定める欠格要件に該当した場合は、許可しないものとなります。

## 1 1 その他

### (1) 各種届出及び報告書の提出

#### ① 変更届

主たる事務所の所在地、代表者、役員、運搬車両等に変更が生じた場合は、変更した日から10日以内に提出してください。

#### ② 業務休廃止届

許可業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした場合は、休止又は廃止した日から10日以内に提出してください。

#### ③ 一般廃棄物収集運搬業務実績報告書の提出

月毎に処理実績を取りまとめ（許可取得月を含む）、四半期に一度、3か月分を翌月の15日までに窓口又は、郵送にて廃棄物対策課宛ご提出ください。（実績が無い場合もご提出ください。）

＜＜様式ダウンロード先＞＞

宇都宮市ホームページ内 「一般廃棄物収集運搬業務実績報告書」

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/service/shinseisho/haikibutsu/1010851.html>

### (2) 帳簿の備え付け

- ・許可業者は、収集又は運搬年月日、収集区域又は受入先、運搬の方法及び運搬先ごとの運搬量を記載した帳簿を備えることが義務付けられています。

### (3) 一般廃棄物処理の再委託禁止

- ・一般廃棄物の処理については、下記の通知により、再委託行為は禁止されていますので、排出事業者との委託契約にあたっては、十分注意してください。

市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）が一般廃棄物の処理を行う場合にあっても、業の許可制度、委託の禁止、名義貸しの禁止等の規定の趣旨にみられるとおり、市町村の処理責任の原則の下、処理の委託及び受託者が市町村の監督下で適正な処理を行うことを原則としている。

このような中で、市町村の規制権限の及ばない第三者が一般廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為を行うこと（以下「第三者によるあっせん等」という。）は、一般廃棄物の排出者責任が不明確になるおそれがあること、契約の実質的内容や契約に基づく一般廃棄物の処理の実態によっては、市町村の判断により法第七条第一〇項において禁止される一般廃棄物処理の委託行為に該当すると認められる場合があること、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しなくなる可能性があること等の理由から、市町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがあるものである。

※上記通知中、法第7条第10項は、現在、法第7条14項となっています。

※なお、この「許可申請の手引き」は、標準的な内容を記載したものであるため、提出書類の内容により、許可申請の審査に必要な書類を別途提出いただく場合があります。